府営●●公園管理業務協定書（案）

１．管理施設名	府営●●公園
２．管理面積	●●ヘクタール
３．業務名称	府営●●公園管理業務
４．履行場所	●●
５．指定期間	令和10年４月１日から令和30年３月31日まで
６．指定管理料	総額　金●●●円 （うち消費税及び地方消費税額　金●●●円を含む。）
７．適用除外条項	

大阪府（以下「甲」という。）は、○○○（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項及び大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号。以下「条例」という。）第16条並びに法第243条の２第１項の規定に基づき、府営●●公園（以下「公園」という。）の管理運営及び使用料徴収事務（以下「管理業務」という。）に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、甲が策定した「大阪府営公園指定管理者（ＰＭＯ型）募集要項」（以下「募集要項」という。）、「府営公園管理要領」（以下「管理要領」という。）及び「公園管理マニュアル」（以下「管理マニュアル」という。）に定める事項が適用されること並びに乙が指定管理者申請（以下「指定申請」という。）に際して提案した内容及び公園の管理業務に関するグループ協定書について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第１条　甲は、公園の管理運営を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。

２　甲は、乙に第６条第１項第５号に規定する公園施設等の使用料徴収及び支出事務を委託する。

３　乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、管理業務を実施しなければならない。

４　前項に明記されていない事項があるときは、甲と乙が協議して定める。

（使用目的）

第２条　乙は、公園を「公の施設」として、法令及び条例の趣旨、府施策との調和を図った上で、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことをあらかじめ提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（管理業務の基本方針）

第３条　乙は、公園の設置目的及び指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解した上で、自らの創意工夫を活かし、公園利用者に対するサービスの向上を図るよう、適正に管理業務を遂行しなければならない。

（指定期間）
第４条　乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第30条に規定する指定の取消しがあったときをいう。以下同じ。）に管理業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、公園を明け渡さなければならない。
２　管理業務に係る事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（管理対象施設及び管理対象外施設）
第５条　乙が管理すべき施設等については、別表１「管理すべき公園施設一覧」のとおりとする。
２　乙の管理対象外の公園施設等については、別表２「○○公園　管理対象外施設一覧」のとおりとする。

（基本的な業務の範囲）
第６条　乙が実施する公園の管理に関する業務の範囲は、次に掲げる事項とする。
（１）条例第４条第１項の許可（同項第３号に掲げる行為に係るものにあっては、大阪府都市公園条例施行規則（昭和33年大阪府規則第18号。以下「規則」という。）で定めるものを除く。以下この号において同じ。）並びに条例第８条及び第９条の規定による許可の取消しに関する業務
（２）条例第６条の規定による利用の禁止又は制限その他の公園の利用に関する業務
（３）公園の維持及び補修に関する業務
（４）規則で定める公園施設の管理に関する業務
（５）公園施設等の使用料徴収及び支出事務に関する業務
（６）公園施設等の利用料金の徴収に関する業務
（７）前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務
２　前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項、管理要領及び管理マニュアルに定めるとおりとする。
３　公園は、法第244条の２第８項及び第９項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、当該利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。
４　甲は、必要と認めるときは、乙に対して本業務の範囲及び内容の変更又はそれに伴う指定管理料の変更等について協議を申し入れることができる。
５　乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。

（徴収事務委託）
第７条　乙は、前条第１項第５号に規定する公園施設等の使用料徴収及び支出事務に関する業務については、管理要領に基づいて実施するものとする。

（指定管理者の責務）
第８条　乙は、非常時における公園利用者の被災に対する救護等の第一次責任を有し、公園又は公園利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
２　乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに

甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、乙はあらかじめ甲と協議の上、危機管理マニュアルを整備するものとする。

3　乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

4　不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（利用料金の収受）

第９条　甲は、条例第 23 条第１項に規定する利用料金を乙の収入として収受させるものとする。

2　前項の利用料金の額は、条例別表第一及び別表第二に掲げる金額の範囲内で、乙があらかじめ知事の承認を受けて定めた額とする。

3　甲は、府が運用する大阪府営公園スポーツ施設予約システム（以下「予約システム」という。）を介して徴収した利用料金額について、乙に通知するものとする。

4　乙は、前項の通知を受けた後、通知された利用料金額を甲に請求するものとする。なお、前項の徴収ができなかった利用料金額については、請求の対象とならない。

5　甲は、前項の規定により乙から請求を受理したときは、乙へ通知した金額と請求された金額が同額であることを確認した上で、請求日から 30 日以内に乙に利用料金額を支払わなければならない。なお、各年度３月の利用に係る請求については、出納閉鎖期間の５月末日までに支払わなければならない。

6　乙は、徴収できなかった利用料金額を自らの債権とし、独自に徴収に当たるものとする。

（指定管理者の代表者）

第10条　甲は、管理業務に関する指示等を乙の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った指示等は、乙の全ての構成員に対して行ったものとみなす。

2　乙は、甲に対して管理業務に関する連絡、報告等を行う場合、全て当該代表者を通じて行わなければならない。

（事業実施計画書の提出）

第11条　乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、各年度の事業実施計画書を作成し、甲との協議を経て、当該各年度の前年度の３月15日までに、甲に提出しなければならない。

2　事業実施計画書には、事業実施計画、収支計画及び管理体制計画を記載するものとする。

3　甲は、前項の規定による記載事項のほか、必要に応じて記載事項を追加することができる。

4　甲は、第１項の事業実施計画書を受理したときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

5　乙は、第１項の規定により提出した事業実施計画書を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

6　乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業（乙が実施する自主事業をいう。以下同じ。）に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）及び収支計画書（長期）（以下これらを「長期計画書」という。）並びに指定開始後５年間の事業計画書（中期）及び収支計画書（中期）（以下これらを「中期計画書」という。）を作

成し、甲との協議を経て、甲が定める期日までに甲に提出しなければならない。
7　乙は、５年目以降について、次期５年間の中期計画書を作成し、甲との協議を経て、前年度の２月末日までに、甲に提出しなければならない。なお、中期計画書の作成にあわせ、必要に応じ、長期計画書についても修正しなければならない。

（事業報告書等の提出）
第12条　乙は、甲に対して、毎年度終了後60日以内に事業報告書を、同じく90日以内に貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると甲が認めた場合は、この限りでない。
2　事業報告書に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理業務の実施状況、公園の利用状況、保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況、個人情報の保護及び情報公開体制その他甲が必要と認める事項を記載するものとする。
3　甲は、第１項の事業報告書を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。
4　乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。
5　甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、又は実地に調査をすることができる。
6　第１項に定めるもののほか、乙は公園の２か月ごとの管理業務の実施状況及び業務に係る経理の状況について定期的に甲に報告するとともに、毎月の利用状況、使用料徴収状況及び利用料金収受状況（予約システムを介した施設の利用に係る利用料金を除く。）を翌月15日までに甲に報告しなければならない。
7　乙は、６か月ごとの魅力向上事業の実施状況及び経理の状況を翌月15日までに、甲に報告しなければならない。

（指定管理料の支払い）
第13条　管理業務に要する費用として、甲が乙に支払う各年度の指定管理料は、次のとおりとする。

令和10年度　金●●●円
令和11年度　金●●●円
令和12年度　金●●●円
令和13年度　金●●●円
令和14年度　金●●●円
令和15年度　金●●●円
令和16年度　金●●●円
令和17年度　金●●●円
令和18年度　金●●●円
令和19年度　金●●●円
令和20年度　金●●●円
令和21年度　金●●●円
令和22年度　金●●●円
令和23年度　金●●●円
令和24年度　金●●●円
令和25年度　金●●●円
令和26年度　金●●●円

令和27年度　金●●●円
令和28年度　金●●●円
令和29年度　金●●●円

2　前項の指定管理料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

3　第１項の指定管理料は、各年度とも次のとおり四半期に分割して支払うこととし、管理要領に基づいて、甲は乙から請求を受理した日から30日以内に、指定管理料を乙に支払わなければならない。

令和 10 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 10 年●月末	金●●●円
２回目	令和 10 年●月末	金●●●円
３回目	令和 10 年●月末	金●●●円
４回目	令和 11 年●月末	金●●●円

令和 11 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 11 年●月末	金●●●円
２回目	令和 11 年●月末	金●●●円
３回目	令和 11 年●月末	金●●●円
４回目	令和 12 年●月末	金●●●円

令和 12 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 12 年●月末	金●●●円
２回目	令和 12 年●月末	金●●●円
３回目	令和 12 年●月末	金●●●円
４回目	令和 13 年●月末	金●●●円

令和 13 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 13 年●月末	金●●●円
２回目	令和 13 年●月末	金●●●円
３回目	令和 13 年●月末	金●●●円
４回目	令和 14 年●月末	金●●●円

令和 14 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 14 年●月末	金●●●円
２回目	令和 14 年●月末	金●●●円
３回目	令和 14 年●月末	金●●●円
４回目	令和 15 年●月末	金●●●円

令和 15 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 15 年●月末	金●●●円
２回目	令和 15 年●月末	金●●●円
３回目	令和 15 年●月末	金●●●円
４回目	令和 16 年●月末	金●●●円

令和 16 年度	請求時期	金　　額
1 回目	令和 16 年●月末	金●●●円
2 回目	令和 16 年●月末	金●●●円
3 回目	令和 16 年●月末	金●●●円
4 回目	令和 17 年●月末	金●●●円

令和 17 年度	請求時期	金　　額
1 回目	令和 17 年●月末	金●●●円
2 回目	令和 17 年●月末	金●●●円
3 回目	令和 17 年●月末	金●●●円
4 回目	令和 18 年●月末	金●●●円

令和 18 年度	請求時期	金　　額
1 回目	令和 18 年●月末	金●●●円
2 回目	令和 18 年●月末	金●●●円
3 回目	令和 18 年●月末	金●●●円
4 回目	令和 19 年●月末	金●●●円

令和 19 年度	請求時期	金　　額
1 回目	令和 19 年●月末	金●●●円
2 回目	令和 19 年●月末	金●●●円
3 回目	令和 19 年●月末	金●●●円
4 回目	令和 20 年●月末	金●●●円

令和 20 年度	請求時期	金　　額
1 回目	令和 20 年●月末	金●●●円
2 回目	令和 20 年●月末	金●●●円
3 回目	令和 20 年●月末	金●●●円
4 回目	令和 21 年●月末	金●●●円

令和 21 年度	請求時期	金　　額
1 回目	令和 21 年●月末	金●●●円
2 回目	令和 21 年●月末	金●●●円
3 回目	令和 21 年●月末	金●●●円
4 回目	令和 22 年●月末	金●●●円

令和 22 年度	請求時期	金　　額
1 回目	令和 22 年●月末	金●●●円
2 回目	令和 22 年●月末	金●●●円
3 回目	令和 22 年●月末	金●●●円
4 回目	令和 23 年●月末	金●●●円

令和 23 年度	請求時期	金　　額

１回目	令和 23 年●月末	金●●●円
２回目	令和 23 年●月末	金●●●円
３回目	令和 23 年●月末	金●●●円
４回目	令和 24 年●月末	金●●●円

令和 24 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 24 年●月末	金●●●円
２回目	令和 24 年●月末	金●●●円
３回目	令和 24 年●月末	金●●●円
４回目	令和 25 年●月末	金●●●円

令和 25 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 25 年●月末	金●●●円
２回目	令和 25 年●月末	金●●●円
３回目	令和 25 年●月末	金●●●円
４回目	令和 26 年●月末	金●●●円

令和 26 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 26 年●月末	金●●●円
２回目	令和 26 年●月末	金●●●円
３回目	令和 26 年●月末	金●●●円
４回目	令和 27 年●月末	金●●●円

令和 27 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 27 年●月末	金●●●円
２回目	令和 27 年●月末	金●●●円
３回目	令和 27 年●月末	金●●●円
４回目	令和 28 年●月末	金●●●円

令和 28 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 28 年●月末	金●●●円
２回目	令和 28 年●月末	金●●●円
３回目	令和 28 年●月末	金●●●円
４回目	令和 29 年●月末	金●●●円

令和 29 年度	請求時期	金　　額
１回目	令和 29 年●月末	金●●●円
２回目	令和 29 年●月末	金●●●円
３回目	令和 29 年●月末	金●●●円
４回目	令和 30 年●月末	金●●●円

４　甲は、指定管理料について、人件費、物価等の変動状況を踏まえ、５年ごとに再算定するものとする。

（経理の明確化）
第14条　乙は、管理業務の実施に当たり、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分しておかなければならない。
２　乙は、管理業務、魅力向上事業（自動販売機設置事業を除く。）と魅力向上事業（自動販売機設置事業に限る。）に係る経理を明確に区分しておかなければならない。

（物品の貸与等）
第15条　甲は、指定管理者の業務の遂行に必要な物品で別表３「〇〇公園　貸与物品一覧表」において定めるものを、乙に無償で貸与するものとする。
２　乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度９月末日及び３月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。なお、乙は、甲所有の備品と乙所有の備品を区別して管理するものとする。
３　甲は、貸与物品の追加又は交換により、別表３「〇〇公園　貸与物品一覧表」の内容に変更が生じる場合は、管理要領に基づいて速やかに処理するものとする。
４　乙に貸与した物品について、甲が一時的に使用する必要が生じたときは、甲は乙と協議の上、乙の業務を妨げない範囲で使用することができるものとする。
５　乙は、甲から貸与を受けた物品については、指定期間終了後、速やかに返還届を添えて返還するものとする。

（公園施設及び物品の損傷等）
第16条　乙は、本協定の履行に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって、公園施設、物品等の管理等の管理業務を実施しなければならない。
２　乙は、公園施設、物品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
３　乙は、前項に規定する損傷又は滅失が乙の故意又は過失による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又は、その損害を甲に賠償しなければならない。
４　乙は、使用料の保管に係る現金を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（リスク負担）
第17条　公園の管理業務に伴うリスク負担については、この条及び別表４「リスク分担表」のとおりとする。ただし、この条及び別表４「リスク分担表」に定める以外の事項については甲と乙が協議により決定するものとする。
２　乙は、公園施設を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
３　乙は、前項ただし書の規定により甲の承認を得ずに維持補修を行った場合は、書面により速やかに甲に報告するものとする。
４　甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
５　乙は、甲の承認により造作に係る費用その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。
６　管理業務の実施に当たり、乙は、施設賠償責任保険その他の必要な保険に加入するものとし、当該保険の契約内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

（個人情報の保護）

第18条　乙は、当該管理業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第60号）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。
２　乙が第６条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第１項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）
第19条　乙は、当該管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は管理業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。
２　乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
３　乙は、第１項の秘密に属する管理業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却又は廃棄するものとする。

（文書管理）
第20条　乙は、当該管理業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。
２　前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。
３　乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

（個人情報、データ等の管理）
第21条　乙は、当該管理業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

（情報セキュリティ対策の実施）
第22条　乙は、当該管理業務の履行に際しては、別記「情報セキュリティに係る指定管理者が遵守すべき事項」により、対策を実施するものとする。

（情報公開）
第23条　乙は、当該管理業務に関し甲が定めた「指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る情報の公表の実施に関する要領」の２に掲げる書類を公園管理事務所に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。
２　甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、このうち本協定書を甲のホームページに掲載するものとする。

（人権研修の実施）
第24条　乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（障がい者法定雇用率等の達成への取組）
第25条　乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害

者雇用率を達成していない場合は、障がい者雇入れ計画に基づく雇用を誠実に履行しなければならない。

（モニタリング（点検）の実施）

第26条　甲は、公園の管理業務及び魅力向上事業について、大阪府都市公園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえた評価表を作成する。

２　乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。

３　甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目の評価及び年度評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、甲は、対応方針を策定する。乙は対応方針に基づき、次年度以降の事業計画等を修正し、甲の承認を得なければならない。

４　甲は、指定期間中５年を単位として中間評価を行う。その際、各５年のうち４年目に中間評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、甲は、対応方針を策定する。乙は対応方針に基づき、長期計画書及び次期中期計画書を修正し、甲の承認を得なければならない。

５　中間評価の結果等を踏まえ、必要に応じ、甲と乙の協議により、指定管理料を見直す場合がある。

６　甲が行う中間評価結果が最低評価であった場合には、次の年度に実施される公園の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10％の減点率を乗じるものとする。

７　甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、評価委員会に報告する。

８　甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10％の減点率を乗じるものとする。

９　甲は、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等に基づいた最終評価を行い、評価委員会に報告する。

10　中間評価及び総合評価の結果において減点措置の対象となる事業者が複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であった全ての法人等について、個々に同項の規定に従って減点措置を適用する。また、この減点措置を適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、その新グループに対して、同様に減点措置を適用する。

（利用者満足度調査の実施）

第27条　甲と乙は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

（審査請求の取り扱い）

第28条　乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の４の規定により取り扱うものとする。

（原状回復）

第29条　乙は、本協定が終了したときは、甲と乙が協議の上、破損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められ

る場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。この場合において、乙は甲に対し、変更箇所等を無償譲渡するものとする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

（甲の指定取消し）

第30条　甲は、条例第22条第１項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)　管理の業務又は経理の状況に関する甲の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。

(2)　条例第19条第１項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3)　管理の業務の実施に際し、乙又は乙の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったとき。

(4)　乙が甲に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。

(5)　乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれか又は同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、乙による管理の継続をすることが適当でないと認めるとき。

２　甲は、前項の規定に基づいて指定の取消し、又は管理業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を乙に通知するものとする。

(1)　指定取消日又は管理業務の停止日

(2)　指定取消し又は管理業務の停止の理由

(3)　乙による改善策の提示と指定取消し又は管理業務の停止までの猶予期間の設定

(4)　その他必要な事項

３　甲が条例第22条第１項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

４　第１項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲と乙が協議してこれを定める。

５　第１項の規定により指定を取り消した場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。

（損害の賠償）

第31条　乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

３　乙は、前条第１項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

（第三者への委託の禁止等）

第32条　乙は、管理業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
この場合において、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。
3　乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
4　第２項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。
（１）入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）
（２）入札参加除外の措置を受けている者
（３）大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第 61 号）第９条第１項に規定する誓約書違反者として指定された者
（４）役員等（受任者又は下請負人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受任者又は下請負人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められる者
（５）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められる者
（６）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
（７）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
（８）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
5　乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。
6　甲は、乙が第４項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。
7　第１項から前項までの規定は、乙を構成する全ての法人に適用する。

（指定の辞退等）
第33条　乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。
2　前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

（施設等の利用）
第34条　甲は、管理業務を実施するために必要な公園管理事務所等の施設を、無償で乙に使用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲と乙が協議して定

めるものとする。この場合において、乙は、公園管理事務所等の施設を管理業務の実施以外の目的で使用してはならない。
２　乙は、条例に基づき許可する催し等が安全に実施されるよう、協力するものとする。

（重要事項の変更の届出）
第35条　乙は、名称又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、甲にその旨を届け出なければならない。
２　乙は、定款又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立）
第36条　乙は、公園利用者及び公園施設の被災により影響を受ける公園近隣住民等の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、管理要領に基づき、甲、警察及び消防等関係機関と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しなければならない。

（業務の引継ぎ方法）
第 37 条　乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、甲の指示に従って、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。
２　前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定する者が公園の管理業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。
３　管理業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。
４　その他の管理業務の承継に当たって必要な事項は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（利用料金の引継ぎ等）
第38条　利用料金収入は、施設利用に供する年度の会計に属するものとする。
２　乙は、利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が本指定期間を超えるものについては、預り金として、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。
３　前項の場合において、甲又は甲の指定するものは、次の指定管理者に収受した預り金額を示すとともに、当該指定管理者の請求に基づき、指定する口座に支払うものとする。

（魅力向上事業）
第39条　乙が実施する魅力向上事業は、都市公園法及び条例で認められた範囲において、公園の魅力向上や利用者サービスの向上のために、公園内において自らの責任と費用負担において行う新たな公園施設の設置に関する事業、既存施設の利活用に関する事業、ソフト事業（イベント、プログラム等）及び自動販売機設置事業とする。

（指定管理者による投資及び事業実施）
第40条　乙は、ソフト事業及び自動販売機設置事業を除く魅力向上事業による投資について、少なくとも指定申請に際して提案した額以上を執行することとし、詳細は甲と乙が協議するものとする。
２　前項の規定により乙が執行する額は、金●●●円とする。
３　乙は、令和●年４月１日以後、自動販売機設置事業を実施しなければならない。

（保証金）

第41条　乙は、魅力向上事業から生じる全ての債務の担保として、乙が所有する施設等の撤去・処分費に相当する額を、都市公園法第５条に規定する公園施設の設置許可（以下「設置許可」という。）の期間中、無利息で甲に保証金として預託しなければならない。

２　前項の保証金の額の算出方法は、次のとおりとする。

乙が所有する建築物の延べ床面積　×　23,000円／ｍ２　＋　乙が所有する屋外（建築物以外）公園施設の設置許可面積　×　1,000円／ｍ２

３　第１項の保証金の納入時期については、別途、甲と乙が協議の上で定める。なお、建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める「簡易な構造の建築物」に該当する場合は保証金の対象とするか否かについて、別途、甲と協議できるものとする。

４　第26条第５項の中間評価の結果等踏まえた事業計画の見直し、社会情勢の変化等にあわせて、甲と乙が協議の上、保証金の額を見直す場合がある。

５　甲は、公園施設の設置許可の満了日又は解除に際し、乙による原状回復が完了した後、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当し、その残額を返還する。

６　前項の規定により、保証金を前項の未払い等の債務に充当してもなお不足が生じた場合、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を甲に支払わなければならない。

７　乙は、本協定書に基づき発生する甲に対する債務の弁済に、保証金を充当することを甲に請求できない。

（府への収益の還元の支払方法と時期）

第42条　乙は、指定期間中の各年度において、管理業務、魅力向上事業（自動販売機設置事業を除く。）それぞれの総収入（管理業務にあっては、利用料金収入及び府が負担する指定管理料を含む。）から総支出を控除した収益が生じた場合は、当該収益の25％を甲に納付しなければならない。

２　乙が公園施設を改修し、又は整備した場合は、これらに要した費用をもって第１項の規定により府に納付したものとみなす。この場合において、当該費用は、同項の規定により乙が納付しなければならない額の半額を超えないものとする。

３　乙は収益の還元の納付を約した場合は、第12条第３項の確認の終了後、甲と乙による協議の上、収益の還元に係る計画書を作成するものとする。

４　甲は、前項の計画書の内容に従い、乙に対し、金銭で納付する収益の還元の額の請求をするものとする。

５　乙は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

６　乙は、第２項の規定により公園施設を改修し、又は整備するときは、第３項の計画書の内容に従い、行わなければならない。

（自動販売機設置事業の収益の還元の支払方法と時期）

第43条　乙は、指定期間中の各年度において、自動販売機設置事業について、次の各号に掲げる額のいずれか高い方を甲に納付しなければならない。

(1)　○○○円

(2)　自動販売機設置事業に係る収入から支出を控除した額の25％に、自動販売機設置事業により設置した自動販売機の設置許可の使用料を加算した額

２　前項の規定により納付する方法については、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

３　乙が自動販売機設置事業により設置する自動販売機の設置許可の使用料は、第１項の規定により乙が納付しなければならない額の一部とする。

（リスク負担）
第44条　公園の管理業務に伴うリスク負担については、この条及び別表４「リスク分担表」のとおりとする。ただし、この条及び別表４「リスク分担表」に定める以外の事項については甲と乙が協議により決定するものとする。
２　乙は、公園施設を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
３　乙は、前項ただし書の規定により甲の承認を得ずに維持補修を行った場合は、書面により速やかに甲に報告するものとする。
４　甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
５　乙は、甲の承認により造作に係る費用その他の費用を投じた場合において、甲に対して買取りや返還などの請求権を行使することはできない。
６　管理業務の実施に当たり、乙は、施設賠償責任保険その他の必要な保険に加入するものとする。
７　前項の規定にかかわらず、魅力向上事業に伴う全てのリスクについては、乙が負担するものとする。

（協定の改定）
第45条　本協定の締結後、第６条第４項及び第５項の規定に基づく協議が整ったとき又は法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、本協定を改定することができる。

（管轄裁判所）
第46条　本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

（協議）
第47条　この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和　年　月　日

（甲）
大阪府
代表者

（乙）
●●指定管理者　○○○